

## 議案第58号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年8月25日提出

北名古屋市長 太田 考 則

#### 1 和解及び損害賠償の相手方

東京都中央区銀座二丁目16番10号

ヤマト運輸株式会社

代表取締役社長 長尾 裕

#### 2 事故の概要

令和4年10月27日（木）午後5時頃、北名古屋市中之郷栗島112番地先の市道において、車両がグレーチング蓋を通過する際に蓋が跳ね上がり車両が破損するとともに、オイルタンクの損傷によりオイルが側溝に流出したものである。

#### 3 和解の要旨

- (1) 北名古屋市は、上記事故で破損した車両の修理費及び側溝清掃の費用について、下記の額の損害賠償金の支払義務があることを認める。
- (2) 北名古屋市及び相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

#### 4 損害賠償の額

1,526,039円